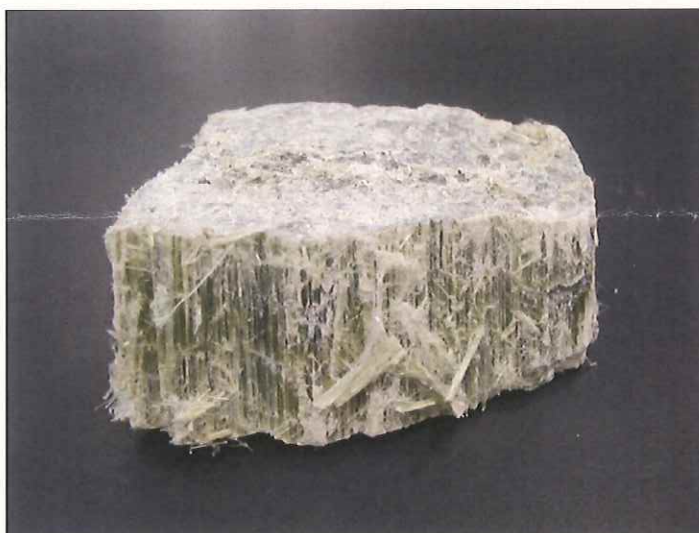


アスベスト全面禁止

石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する**全ての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されています。**



石綿（アスベスト）の種類

石綿とは、天然に産出する繊維状鉱物で、下記の種類があります。

<small>じやもんせき</small> ●蛇紋石系石綿	クリソタイル(白石綿)
<small>かくせき</small> ●角せん石系石綿	クロシドライト(青石綿) アモサイト(茶石綿) アンソフィライト トレモライト アクチノライト

事業者の皆さまへ

- 石綿含有製品は、**在庫品**についても**譲渡、提供または使用が禁止**されています。
- スレート等の建材、パッキン等のシール材を販売、使用する際には、その製品が**石綿を含有していないことを確認**してください。
- 機械製品等の輸入**に当たっては、パッキンやガスケット等に石綿が含まれていないことを、あらかじめ**書面や分析結果により確認**してください。

※1 平成18年9月1日の時点で既に使用されている^{注)}物については、同日以降引き続き使用されている間は、製造等の禁止の規定は適用されません。

注)「現に使用されている」とは、例えば建材として建物に組み込まれている状態をいいます。なお、建物等から取り外したものを再利用することはできません。

※2 石綿分析用試料等については、法令に基づく要件を満たした場合には製造等が可能です。

※3 建築物から採取した分析検体を含め、廃棄物については譲渡・提供等の禁止の規定(安衛法55条)は適用されません。

※4 これら(※1~3)は、禁止の規定(安衛法55条)が適用されないだけであり、石綿則に基づくばく露防止措置などの規定は適用されます。

